相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市北町一丁目一番地一、最後の住所横浜市神奈川区西寺尾二丁目三四番七号フェローズガーデン西寺尾

被相続人　亡　大貫　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

横浜市中区太田町一丁目九番地　神奈川県興業ビル四階

相続財産管理人　弁護士　瀬古　宜春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市大野台三丁目三番、最後の住所神奈川県相模原市大野台三丁目三番一六号

被相続人　亡　菱山　末則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番九号ＩＬ　ＣＩＥＬＯ　Ｂ・Ｅ号室

相続財産管理人　弁護士　井上　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市片瀬三六一番地、最後の住所神奈川県藤沢市西俣野二〇八三番地の一

被相続人　亡　酒井　禀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

横浜市中区日本大通一五番地横浜朝日会館八階

相続財産管理人　弁護士　糸井　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市神明町一七九三番地、最後の住所横浜市鶴見区岸谷一丁目二二番一三号

被相続人　亡　山田　荘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

横浜市中区山下町六一番地一横浜山下ビル三階

相続財産管理人　弁護士　大久保　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区金山五丁目九番、最後の住所名古屋市港区東海通三丁目二一番地の一アマーレ東海通一〇一〇号

被相続人　亡　小西　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

名古屋市中区丸の内三丁目二番二二号名城ビル六階西山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下出　太平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市唐臼町西島七一番地一、最後の住所愛知県津島市神守町字下町二五番地コーポ桑山一〇二号

被相続人　亡　伊勢　淳巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

名古屋市中村区乾出町二―七正和ビル二階なかむら公園前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松澤　良人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区壬生坊城町四八番地の三、最後の住所京都市中京区壬生坊城町四八番地の三壬生坊城第二団地三棟七〇一号

被相続人　亡　土橋　市子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

事務所京都市中京区二条通河原町西入榎町九五番地一延寿堂第二ビル五階

相続財産管理人　弁護士　河野　佑宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区東半木町六七番地、最後の住所京都市左京区山端壱町田町八番地八　修学院病院内

被相続人　亡　俵　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

京都市中京区間之町通御池下る綿屋町五二〇―一京ビル二号館七階トキワ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口　和大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区北野紅梅町六一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　村田　敏昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　利雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市飯盛町後田一六九三番地、最後の住所京都市下京区上ノ口通加茂川筋西入上る波止土濃町三六二番地の七

被相続人　亡　後田紗千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市御国野町御着一一一六番地六、最後の住所兵庫県姫路市御国野町御着一一一六番地六

被相続人　亡　金田　充生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

兵庫県姫路市北条一丁目二八五―一〇

相続財産管理人　立花　隆介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡みなべ町清川八六九番地、最後の住所和歌山県日高郡みなべ町清川八六九番地

被相続人　亡　行歩多賀志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

和歌山県田辺市下屋敷町六四番地の一

相続財産管理人　弁護士　鈴木　一正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市魚町一〇番地、最後の住所島根県松江市上乃木五丁目一番八号松江青葉病院

被相続人　亡　佐藤　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

事務所島根県松江市殿町五一六番地山陰鴻池ビル三階

相続財産管理人　弁護士　井上　晴夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市土成町高尾字休場五五番地最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　酒伊　長利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

徳島県徳島市新蔵町一丁目七四番地

相続財産管理人　弁護士　真鍋　直敬